

五泉市農業委員会

令和7年 第10回 定例総会議事録

会議開催 令和7年10月31日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1番 渡邊 利雄	2番 亀山 公子
3番 大槻 彰吉	4番 長谷川 亘
5番 深井 秋彦	6番 大湊 弘明
7番 高橋 喜美子	8番 権平 孝男
9番 武藤 智暁	10番 樋口 勝俊
11番 川瀬 福司	12番 井上 百合子
13番 清田 ひろみ	14番 (欠席)
15番 金子 郁夫	16番 (欠席)
17番 (欠席)	18番 金子 信行
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

14番 村田 和賢	16番 酒井 美奈子
17番 大湊 賢吉	

関係説明者

局 長 松尾 直幸	次 長 本間 泰巳
村松事務所長 牛腸 修啓	係 長 星 恵里子
主 査 藤田 剛	

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に

よる農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・ 利用権設定・転貸案件

1 開会

司 会 皆さんお疲れ様でございます。

それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和7年第10回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和7年第10回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中16人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、14番・村田和賢委員、16番・酒井美奈子委員、17番・大湊賢吉委員から、欠席の通告がありましたので、報告いたします。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、13番・清田ひろみ委員、15番・金子郁夫委員 お願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いいたします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、7番・高橋喜美子委員から、報告をお願いします。

調査班長（高橋喜美子 委員）

はい、議長。議席番号7番、現地調査班 高橋です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として10月の農地パトロールを実施しました。

本日9時から私ほか、武藤委員、波多野保推進委員、板垣推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、論瀬、土深、赤羽、四ツ屋新、五十嵐新田、一本杉、村松地区では、下阿弥陀瀬、夏針、水戸野、村松字茨塚、新屋、千原、矢津、下戸倉、上野 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議長 ただいまの報告について、ご質問ございませんでしょうか。

（質疑応答なし）

議長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数13件で、売買が8件、貸借が5件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。

番号1番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田2筆、面積2,025㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

番号2番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、面積612㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

番号3番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田7筆、面積5,617 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号4番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田3筆、面積7,004 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号5番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積1,654 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号6番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田3筆、面積1,373 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号7番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田2筆、面積2,194 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号8番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積307 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号9番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田10筆、面積3,350.25 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号10番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田3筆、面積7,323 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号11番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田3筆、面積3,830 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号12番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田3筆、面積5,001 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号13番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田4筆、面積3,874 m²を議案書記載のkg数で貸し借りするものです。

11ページから23ページをご覧ください。

番号1番から番号13番の案件について、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いいたします。

調査班長（高橋喜美子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は論瀨地内の田、番号2番は土深地内の畑、番号3番は赤羽地内の田、四ツ屋新地内の田、番号4番は下阿弥陀瀨地内の田、夏針地内の田、番号5番は水戸野地内の田、番号6番は村松字茨塚地内の田、番号7番は新屋地内の田、番号8番は千原地内の田、番号9番は五十嵐新田地内の田、番号10番は矢津地内の田、番号11番は下戸倉地内の田、番号12番は矢津地内の田、番号13番は上野地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

金子会長代理

はい、議長。

議長 金子会長代理

金子会長代理

はい、議長。18番 金子です。議案書番号3番の譲受人ですが、三本木にお住まいになっておられますが、農機具を持っておられるのか、農家ではない方なのか、農家であるのか、又は、どこかの生産組合に所属されているのか、教えていただきたい。

議長 事務局、お願いします。

星係長 詳しいことは分かりませんので、確認いたしまして、後ほど、お答えいたします。

権平孝男 委員

はい、議長。

議長 8番、権平委員。

権平孝男 委員

はい、議長。8番、権平です。議案書番号3番の譲受人ですが、赤羽で農業をされている方で、赤羽の方に、農機具等を持っておられる方です。生産組合に入っているわけでもなく、個人でやっておられます。

議長 18番、金子代理、よろしいでしょうか。

金子会長代理

はい。

議 長 事務局、よろしいでしょうか。

星係長 はい。

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 続きまして、「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、一時転用が1件であります。

27ページをご覧ください。

番号1番から番号3番は、ひとつの案件となります。

一本杉地内の田4筆、合計面積2,655㎡を砂利採取とする一時転用案件で、賃貸借となります。

35ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。

申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（高橋喜美子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番から3番は、一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので、報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号

議長 続きまして、「議第3号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明をいたします。

39ページをご覧ください。

今月の「利用権設定・転貸案件」について、14件の申し出がありました。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号1番と2番は、合計面積2,989㎡

番号3番と4番は、合計面積13,768㎡

番号5番と6番は、43ページをご覧ください。

合計面積5,997㎡

番号7番と8番は、44ページをご覧ください。

合計面積1,169㎡

番号 9 番と 10 番は、合計面積 9,612 m²

番号 11 番と 12 番は、合計面積 1,011 m²

番号 13 番と 14 番は、合計面積 905 m²

番号 15 番と 16 番は、49 ページをご覧ください。合計面積 6,182 m²

番号 17 番と 18 番は、50 ページをご覧ください。合計面積 6,058 m²

番号 19 番と 20 番は、合計面積 3,056 m²

番号 21 番と 22 番は、合計面積 3,789 m²

番号 23 番と 24 番は、52 ページをご覧ください。合計面積 467 m²

番号 25 番と 26 番は、合計面積 3,141 m²

番号 27 番と 28 番は、合計面積 223 m²

それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

14 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は 1 件、番号 27 番と 28 番であります。

55 ページから 58 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、原案のとおり決定されました。

議 長 以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和 7 年第 10 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 25 分 閉会)